［95～116　略］	［95～116　同左］
117　削除	117　(1)　神奈川県小田原市荻窪179（58.80） (2)　神奈川県小田原市曽我岸538（67.50）	北緯35度15分47秒東経139度09分19秒の地点と北緯35度17分57秒東経139度10分34秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［118～154　略］	［118～154　同左］
155　削除	155　(1)　栃木県大田原市山の手１―７―30（265.40） (2)　栃木県大田原市萩原字西裏227―２（210.00）	北緯36度52分10秒東経140度01分35秒の地点と北緯36度51分54秒東経140度02分40秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯36度51分48秒東経140度03分03秒の地点と北緯36度51分28秒東経140度04分27秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［156～165　略］	［156～165　同左］
166　削除	166　(1)　長野県松本市高宮東６番１号（666.40） (2)　長野県東筑摩郡山形村7977番地（685.60）	北緯36度12分57秒東経137度57分40秒の地点と北緯36度11分22秒東経137度54分14秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［167～245　略］	［167～245　同左］
［２～４　略］	［２～４　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

二十一　平成二十一年総務省告示第五十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
1　電気通信業務用伝搬障害防止区域	1　［同左］
区分 / 伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。） / 伝搬障害防止区域の範囲	区分 / 伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。） / 伝搬障害防止区域の範囲
［１～48　略］	［１～48　同左］
49　削除	49　(1)　青森県弘前市大字本町71（102.30） (2)　青森県平川市南田中西原89―１（91.10）	北緯40度36分05秒東経140度28分06秒の地点と北緯40度36分40秒東経140度35分08秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域